分け、サービス連合関係

No. 143

2022年3月7日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6坂町Mビル2F Tel:03-5919-3261

発行人:石川 聡一郎

コロナ感染症の影響に対する緊急要請

内閣府へ第11次緊急要請を実施





大塚耕平参議院議員とともに木原誠二内閣官房副長官へ要請書の手交を行う様子と要請の様子

2022年1月以降、新型コロナウイルスの変異株(オミクロン株)が国内において爆発的な勢いで感染拡大している中、 政府は感染が拡大している都道府県に対し、まん延防止等重点措置を発出しています。私たちの観光関連産業では、少 しずつ回復傾向にあった需要がまた一気に消滅してしまった中、産業の存続や雇用の維持のため、サービス連合では**第11** 次緊急要請を実施することとしました。

第11次緊急要請では、雇用調整助成金の特例措置延長、自宅待機等への賃金保障、緊急事態に対応した雇用維持制度の創設、「観光産業持続可能給付金」制度の創設、債務弁済に係る費用負担の軽減措置、そして観光関連産業の感染症対策支援と産業の振興を要請しています。

3月2日(水)、**政府への緊急要請として内閣府を訪問**しました。要請には「サービス連合政策推進議員懇談会」 会長の大塚耕平参議院議員が同席し、要請先である内閣府からは木原誠二内閣官房副長官が出席しました。

要請にあたり後藤会長は、「雇用調整助成金の特例措置は6月末まで延長されたが、感染拡大は高止まりしており、今後もコロナ禍が続く中で事業を継続するためには、緊急事態に対応した雇用維持のための新たな仕組みが必要だ。」と述べ、地方創生などわが国の将来に向けて重要な役割を果たす**観光産業の存続や雇用の維持を求めました**。また櫻田副会長からは、観光産業における若年層を中心とした人財流出が深刻な状況にあることを伝え、対応を求めました。

これに対し、木原内閣官房副長官は、「これまで観光立国を進めてきた考えは今も変わらない。また地方においては観光は命綱であり、事業者に対する支援をしっかり行っていく。インバウンドの受け入れなど、観光産業の役割はコロナ後も変わらない。」と述べ、要請内容について理解を示しました。

今回の内閣府への要請行動を皮切りに、関係する省庁や政党に対し、要請をおこなっていきます。

要請書提出先

岸田文雄内閣総理大臣 松野博一内閣官房長官 木原誠二内閣官房副長官

要請出席者

【内閣府】木原誠二内閣官房副長官

【サービス連合】後藤会長、櫻田副会長、矢野副事務局長

【サービス連合政策推進議員懇談会】大塚耕平参議院議員

コロナ感染症の影響に対する第11次緊急要請

新型コロナウイルスの変異株(オミクロン株)が国内において2022年1月以降、爆発的な勢いで感染拡大しています。同年1月9日より、3県でまん延防止等重点措置が実施されました。その後36都道府県に拡大されています。私たちの観光関連産業は、この驚異的な勢いで拡大する変異株によって昨年末から年始にかけて少しずつ回復傾向にあった需要が一気に消滅してしまいました。私たちの産業は、コロナ禍によって2年以上深刻な状況が続いています。この2年の月日はあまりにも長く度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が実施されることにより、まともに仕事をすることができない状況が続いています。いまだに一時帰休、出向等によって雇用を守る取り組みを行っているのが実態です。その中にあって、少ない人数で業務をおこなっているなか、オミクロン株に感染もしくは家族が感染することにより自宅待機などを指示されるなど人員が不足する状況が生じています。また、自宅待機などにより賃金が支給されないケースも出ています。

これ以上、人流が戻らなければ産業の存続はもとより多くの雇用が失われる可能性があります。医療体制および検査体制の拡充に加え、3密の回避、マスク着用や手洗い等の徹底を前提にワクチン・検査パッケージを活用し、人流を回復させ、経済活動を再開させることが必要です。

ついては、下記のとおり緊急要請をいたします。

記

1. 雇用調整助成金の特例措置延長

観光関連産業においては、長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の影響を受け続けています。ついては、令和5年3月末日までの期間延長を求めます。

2. 自宅待機等への賃金補償

オミクロン株の爆発的な感染拡大により家族の罹患者が急激したことにより、自宅待機、健康観察等への賃金補償の対応が企業状況により左右されています。

ついては、保健所等の指示により自宅待機等に従い就労が困難になった場合は、政府により賃金補償を行うことを求めます。

3. 緊急事態に対応した雇用維持制度の創設

平時における雇用維持対策である雇用調整助成金では、長期にわたり緊急事態の雇用維持には十分ではなく限界があると考えます。

ついては、緊急事態に対応した雇用維持制度を新たに創設することを求めます。

4. 「観光産業持続可能給付金」制度の創設

観光産業の維持・発展には、観光産業で働く労働者の雇用と事業の継続性の両面が担保されなければなりません。 単に現在の苦境を乗り切るための融資、給付、助成という考えではなく、観光産業で働く労働者の雇用確保と観光業 の継続性の両面を担保するための発展的な新たな枠組みでの対策が必要であると考えています。

ついては、第7次要請でも記した「観光ファンド」の実現とともに、雇用と事業を守る「観光産業持続可能給付金」制度の創設を求めます。

5. 観光関連産業の事業者に対する新型コロナウイルス感染症の影響による債務弁済に係る負担の軽減措置

長引くコロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、観光関連産業の事業者において、 債務の負担は深刻な状況にあり、弁済に支障が生じています。

ついては、事業活動の円滑な遂行およびこれを通じた雇用の安定のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを条件として貸し付けを受けた観光関連産業の事業者に対して債務弁済に係る負担の軽減措置を求めます。

6. 観光関連産業への新型コロナウイルス感染症対策支援と産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、関連する多くの産業が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け続けています。 ついては、産業に対する新型コロナウイルス感染症への対策支援と今後にむけた産業の振興に資する対応を求めま す。

以上